

かながわ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「かながわ PF」という。）」を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

このたび、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、かながわ PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいく。これに伴い、かながわ PF については「かながわ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「かながわ協議会」という。）と名称を改めることとする。

かながわ協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や本県の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていく。

2 構成員

別紙 1 「かながわ協議会構成員（機関・団体名）」のとおりとする。

なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

（1）行政機関

①神奈川労働局

- ・かながわ協議会とりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

②神奈川県（産業労働局）

- ・かながわ協議会とりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・福祉と就労をつなぐ管内市町村のプラットフォーム（以下「市町村 PF」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

- ③神奈川県（福祉子どもみらい局）
 - ・市町村 PF との連絡調整
 - ・社会参加に向けた支援策を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・市町村 PF と連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
 - ・各種支援策の周知広報
- ④市町村
 - ・各種支援策の周知広報
 - ・かながわ協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ⑤就労支援機関（ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部）
 - ・専門窓口、専門チームによる就職等支援
 - ・企業説明会、面接会の開催や職場実習、職場体験の機会確保
 - ・企業に対する正規雇用化を含む待遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
 - ・職業的自立に向けた支援
 - ・中高年世代を対象に含む職業訓練
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・就労に向けた関係機関の連携強化
 - ・管内の市町村 PF への参画
 - ・各種支援策の周知広報
 - ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

（2）経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会、面接会の開催や職場実習、職場体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む待遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 かながわ協議会における取組事項

かながわ協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（1）気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む待遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

（2）支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある方

- ・正規雇用を希望しているながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

- ・ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。

(3) 目標、KPIの設定及び事業実施計画の策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、KPIを可能な限り定量的に設定する。

②目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

神奈川県は、市町村PFの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに、市町村PFの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

(1) かながわ協議会の開催は、原則として年1回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) かながわ協議会に座長を置き、神奈川労働局職業安定部長をもって充てる。なお、座長は会務の議事を運営する。

6 秘密の保持

かながわ協議会の構成員及び協議に場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和7年5月1日から施行する。

構成員（機関・団体名）	
経済団体	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
	一般社団法人神奈川県経営者協会
	一般社団法人神奈川経済同友会
	神奈川県商工会連合会
	神奈川県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
支援機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
市町村	神奈川県町村会
	横浜市政策経営局
	横浜市経済局
	川崎市経済労働局
	相模原市環境経済局
	相模原市健康福祉局
	藤沢市経済部
国・県	藤沢市子ども青少年部
	神奈川県福祉子どもみらい局
	神奈川県産業労働局
	神奈川労働局